

告 示

埼玉県告示第百四十六号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

イ N－エチル－1－（3－メトキシフェニル）シクロヘキサン－1－アミン（通称名3－MeO－PCE）及びその塩類

ロ 1－（4－シアノブチル）－N－（2－フェニルプロパン－2－イル）－1
H－ピロロ「2, 3－b」ピリジン－3－カルボキサミド（通称名CUMYL
－4CN－B7AICA）及びその塩類

二 効力発生の日

令和元年六月十四日